

情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第1回） 議事要旨

1. 日時

令和3年6月14日（月）14時00分～15時40分

2. 場所

総務省内会議室

3. 出席者

（1）構成員

山本座長、大谷構成員、神保構成員、庭野構成員、根本構成員、森川構成員

（2）オブザーバー

山路内閣官房安全保障局内閣参事官、永田財務省国際局調査課投資企画審査室長

（3）総務省

武田総務大臣、吉田情報流通行政局長、竹内総合通信基盤局長、藤野大臣官房審議官、今川総合通信基盤局電気通信事業部長、犬童情報流通行政局総務課長、荻原同局放送技術課長、林同局地上放送課長、吉田同局衛星・地域放送課長、吉田総合通信基盤局総務課長、大村同局電気通信事業部事業政策課長、片桐同局電波基幹・衛星移動通信課長、内藤情報流通行政局国際放送推進室長、佐藤同局放送政策課企画官、富岡同局放送政策課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、香月総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課調査官ほか

4. 議事等

（1）武田総務大臣挨拶

開会に当たり、武田総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【武田総務大臣】

総務大臣の武田です。「情報通信分野における外資規制のあり方に関する検討会」第1回会合に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、座長をお引き受けいただいた山本先生をはじめ、構成員の皆様には、ご多忙の中にもかかわらず、検討会へのご参加を快諾いただきまして、深く御礼申し上げます。

今回の外資規制の違反事案を受け、私自身、どのようなプロセスで外資規制に係る審査がなされたのか検証いたしました。審査の場面場面で、しっかりとしたチェック機能が働かない制度となっており、今般の違反事案は起こるべくして起こったものと考えています。そもそも外資規

制は日本の安全保障にも関わる重要な規制であり、今回の問題が起こらないよう、しっかりとした制度設計を行っていく必要があると考えております。このため、私としては、外資比率を確実に把握できる制度に改めることや、外資規制審査に係る担当部署を設置することなどにより、外資規制の審査体制の改善を図った上で、外資規制に違反した場合の対処の在り方や、そもそも情報通信分野における外資規制はどうあるべきか、丁寧に検討を進めていく必要があると考えております。構成員の皆様におかれましては、法改正も視野に入れ、多角的な観点からご検討いただき、年内に一定の方向性を整理いただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、活発なご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(2) 議題(1)「開催要綱の確認等」

山本座長から、資料1-1「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」開催要綱に基づき、森川構成員が座長代理に指名された。

(3) 議題(2)「情報通信分野における外資規制の現状」及び議題(3)「放送分野における外資規制違反の事例」

事務局（内藤国際放送推進室長）から、資料1-2「情報通信分野における外資規制の現状」及び資料1-3「放送分野における外資規制違反の事例」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な質疑等は、次のとおり。

【森川構成員】

東京大学の森川です。ありがとうございます。1点だけすごく簡単な質問をさせていただきます。資料1-2の4ページです。地上放送の認定基幹放送事業者と基幹放送局提供事業者と特定地上基幹放送事業者ってどういうものでしたか、この差をもう一度教えてください。よろしくお願いいたします。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

この点、説明を省略しておりましたが、ハードとソフトが一体となったものが特定地上基幹放送事業者となっておりまして、これはいわゆる無線局と番組の編集等を一体で行っている者になります。この場合は、電波法に基づく免許が与えられる仕組みとなっております。また、認定基幹放送事業者と基幹放送局提供事業者は、これはハードとソフトが分離した形態という違いがございます。このため、上下が一体で行っているものが「特定」がついているもの、分かれているものが認定基幹放送事業者と基幹放送局提供事業者ということでございます。いずれに致しましても、

実態としての外資規制については、同じ規律がかかっているという状況でございます。

【森川構成員】

ありがとうございます。この名前は、ソフト・ハード分離が行われた後、こういう名称で呼ぶようになったということですね。

【内藤国際放送推進室長】

はい、そのとおりでございます。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。基幹放送の中に多数の300社以上のコミュニティ放送の事業者が含まれていると思うのですが、その規模とか種類というか、細かい実態がどのようになっているか、簡単に御紹介いただければと思います。

【総務省（吉田衛星・地域放送課長）】

ご質問ありがとうございます。大谷構成員おっしゃっていただきましたように、コミュニティ放送の事業者は300者ほどということで、それぞれの地域で事業を展開しており、規模も形態も様々でございます。現在進めております調査も通じまして、類型等も今後整理の上、機会がございましたらご説明させていただきたいと思いますが、一般的には規模の小さい事業者がそれぞれの地域で頑張っていたいただいているという状況でございます。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

今の点、少し補足させていただきますが、コミュニティ放送は、市町村の一部の地域を対象とするFM放送のことでございますが、こちらについても基幹放送事業者として外資規制の対象となっております。エリアが小さくなっておりますので、普通のラジオ局と比べても相対的に規模は小さいということも多く、必ずしも株式会社ではなくて、NPO等の形態で行われているものもあるということでございます。この辺り、後で出てまいります。今後ヒアリング等もございまして、関係する団体等からある程度の実態を説明していただくようにしたいと考えております。

【大谷構成員】

ありがとうございます。やはり類型化していただいて、その実態を確認させていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【庭野構成員】

庭野です。1点、株主名簿の書換拒否という制度について、技術的なところになってしまうかもしれないので、また後日もし詳しい説明が予定されているのであればそれでも結構なのですが、

株主名簿を、誰が株主かというのを確定する際に、半年ごとなどに振替機構を通じて一旦株主を確認してから外資比率が超えそうな場合には一部の者について書換を拒否するという制度であるというふうにお伺いしたのですが、誰が株主であるかというのは時々変わってくるので、例えば一旦株主として名簿に記載してもらえた外国人の株主の方であっても、次にまた、測るときになったら、もっとたくさん外国人の株主がいたので、前に株主名簿に記載してもらって議決権を認められたものよりも今回は減ってしまうということはある、つまり、一回株主名簿に載せてもらえたからといって、それはずっと永久に保証された議決権ということではなくて、状況によって割合的に減らされてしまったりというような制度になっているという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

ご質問ありがとうございます。今ご質問いただいた点は、資料1-2の22ページをもとに説明をさせていただきたいと思えます。まず結論から申し上げますと、ある時点で外国人株主が議決権等を名簿上確定させても、次の期以降でその議決権が減ることがあるかという点につきましては、あり得るということになります。

具体的には、まずは前期の株式の数と新しく名簿を確定に際して新たに通知される数のいずれか少ないほうを記録することとされておりますが、そのときに、外国人等議決権割合が3分の1以上となる場合、右側のフローになった場合には、記録した数に応じて案分をするという形になりますので、この場合に案分した結果として少なくなったり、抽選に落ちたりということによって議決権が減ることがあり得るということでございます。

これが生じるのは、①のプロセス段階で3分の1以上になったケースとなりますが、これは議決権の分母が例えば子会社化等によって相互保有株式等の分減った場合などがこういったことが起こり得るということでございますので、外国人株主の方が前の期で議決権を有していたからといって、次の期も必ずしも同じ数の議決権を持っていることにはならないということにはなりません。ですので、一般論としては、議決権について名義書換拒否により減少が発生し得るということになろうかと存じます。

【神保構成員】

放送業者の経営が自律的に行われ、何人からも影響を受けないことを担保する方法については、放送事業者が自分自身で行うとご説明をいただいたかと思うのですが、例えばそのほかに直接、外国人株主とか大株主の権利を何か制限するようなものというのは、放送法上あるいは電波法上の制約、既に株主となっている人に対する制約というのは特段ないのでしょうか。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

やはり株主の権利行使に関わるものとして直接的なものは、先ほどの名義書換拒否というものが最たるものであろうと思います。他方、第3条は、これは放送事業者自身が自ら律するということであり、株主に対する直接的な規制ということではなかろうかと存じます。以上で御回答になっておりますでしょうか。

【神保構成員】

そうですね。そうすると、影響を与えようとする行為を、非常に放送局に対していろいろな要求をするという株主があった場合、これはもしかすると株主に限らず影響を及ぼそうとする人はいられるのかもしれないのですけれども、そういった行為について制約が課されているということは特になく、放送事業者が自分自身でそこは守っていくというふうに理解すればよろしいということですね。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

はい、そうですね。少し補足をいたしますと、まず株主としての権限行使、株主総会での権限行使はいろいろあると思いますが、例えば資料1-2の15ページを見ていただくと、例えば承継については株主総会で決議が必要なケースが多いと思いますけれども、放送事業者についてはさらに総務大臣の認可がかかるという意味では、議決権の行使そのものの制約ではなくて、その後の承継等の行為に認可がかかるといった規律自体はございます。他方で、議決権の行使そのものに対する制約は放送法の中では特に、先ほどの名義書換拒否の場合の議決権がなくなるといったところを超えては設けられていないということになろうかと存じます。

N T Tにつきましてはさらに認可事項がありますので、株主としての議決権行使した結果について様々認可がかかってくるという点はあろうかと思っておりますけれども、議決権行使そのものを妨げるものというのは、名義書換拒否を超えては特段ないということになろうかと存じます。

【神保構成員】

分かりました。N T Tは役員を選任が認可だということでしたよね。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

そのとおりでございます。

【神保構成員】

N T T以外は認可ではないと。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

はい。放送事業者につきましては役員等について、変更の届出はございます。4ページの表でも、一番右のモニタリングの所に記載しておりますように、役員等が変更になった場合の届出は

ございますが、外国人役員について抵触が生じた場合には、認定なり免許の取消しになるといった担保措置があるということにはなろうかと存じます。

【根本構成員】

13ページで外資比率の表があるのですが、外資の所有比率というか、議決権行使比率が高いのは、こういう事業者だけなのでしょう。

外資の比率自体はトレンドとしては増えているのでしょうか。

外資の保有の意図というのはいろいろあるのかもしれませんが、どういうところにあるのか。

4番目に、それによってコーポレートガバナンス、経営の規律みたいなものにプラスというようなこともあるのでしょうか。というのは、外為審の事前審査のときも非常に公共性とか安全性ということが重要なのですが、一方でコーポレートガバナンス上のメリットを弱めないのかとか、日本市場のオープンネスというのか、そういう面も議論にはあったので、伺いたいと思ったまでです。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

まずこれ以外にあるのかどうかといったところにつきましては、まさに今、外資規制の遵守状況の調査を行っており、今、キー局等限られた範囲でしかまだ調査が完了していないという状況にありますので、その進展を踏まえてご説明できればと思います。ただ、非上場企業もございますので、その企業の情報公開の状況に応じてどのように御報告できるか検討したいと存じます。

傾向として増えているのか減っているのかといった辺りにつきましては、民間放送事業者についてはヒアリング等で投資の状況について、承知している範囲で紹介していただく形がよろしいかと思っております。

【根本構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【山本座長】

ありがとうございました。今ご指摘をいただいた問題は、これからヒアリングをし、また、委員の間でもさらに議論をして深めていかななくてはならない問題であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(4) 議題(4)「情報通信分野の外資規制の在り方に関する論点(案)」及び議題(5)「その他」

事務局(内藤国際放送推進室長)から、資料1-4「情報通信分野の外資規制の在り方に関する論点(案)」及び資料1-5「スケジュール(案)」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な質

疑等は、次のとおり。

【森川構成員】

ありがとうございます。コメントです。質問ではありません。最後に電波監理審議会からの要望というご説明をいただきましたが、歴史的な経緯もあって、またさらには、放送と通信は、全く以前は別物として整理されてきたこともあって、制度設計も今回ご説明いただいたように非常に多様なものになっているというのを理解いたしました。今現在はいろいろな個別法と外為法の両方で対応してきているということも分かりましたので、今回を機に2つほど考えていきたいと思っているというコメントです。

1点目は、実効性確保のために、やはり透明性を高めていくためにはどうすればいいのかという点。2つ目に関しては、先ほどの電波監理審議会からの要望にもありましたが、放送に関しては要望が出ておりますし、放送に加えて通信に関しても、その立法理由を確認しながら、妥当性を確認しながら考えていきたいと思っております。もうご案内のとおり、情報通信はこの20年、30年でがらりと変わりましたので、法制度もスクラッチから考えてみたいというふうに思った次第でございます。

【山本座長】

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

通信の分野についても、例えば第3回は通信事業者からもヒアリングをし、ここで議論していくわけですね。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

はい。ヒアリングにつきましては、第3回で通信事業者に声がけして、実際に通信事業者から説明をしていただき、構成員からご質問頂けるようにする段取りを考えております。

【大谷構成員】

ありがとうございます。大谷でございます。事務局のほうで論点を細かく挙げていただきまして、恐らくこれで網羅されているのだらうと思いますが、実際にはヒアリングを通じて細かい論点の追加が必要であればまた検討していく必要があると思っております。

今いただいている論点について幾つかコメントさせていただきたいのですが、まず論点1のところ、外為法における指定業種としての規律と、独立して放送法や電波法といった別の法律の体系で規制がかかっているということの必要性なのですが、認定取消しなどの担保措置を講じることとの関係で、外為法の外資規制と重畳的に一定の規制をそれぞれの法律の目的に照らして行

っていく必要があると思っております、放送法、電波法、通信関係のNTT法なども含めて規制をかけていくということについては合理的な理由があるのではないかと考えております。ただ、規制を受ける事業者にとって、各種の規制がばらばらに適用されることで規制の遵守が難しくなっているとか、あるいはワンストップ的に審査を簡便にしてほしいとかというようなニーズがあるとすれば、それについてはある程度耳を傾けていく必要もあるのではないかとこのふうにも思います。

そして、論点2のほうなのですが、これは何か非常に難しくてどう考えていけば分からないところでもあるのですが、最初にご説明いただいた資料1-2のところでは3分の1であったり、5分の1であったりというのはそれぞれ理由があるということをご説明いただいているところなのですが、割合をそろえればいいのかそういうものではきっとないのだろうかと考えております。基幹放送の5分の1といったしきい値なのですが、やはり放送事業者というのは必ずしも財務基盤が盤石ではないといったところもあるかと思っておりますので、そういったところで5分の1といったことにも理由がある、何か3分の1も、これは特別決議を回避できればいいというような基準だけで考える必要はないのではないかなと考えているところです。少し具体的に情報が集まってきたら、真剣にこのテーマにも取り組みたいと思います。

また、事務局からのご説明で、これは総務省の事務体制などを高度化することによって実効性を高めていく取組を先行されるということで、これはぜひとも必要なことではないかと思っておりますし、現場の審査を担当されている方にとっても必要な情報がきつとおありだと思いますので、審査の効率を上げつつ、審査を担当される方にとって必要な情報が簡便に見えるような仕組みをぜひ早めに整えていただければと思います。

【庭野構成員】

1点、コメントといたしますか、お願いなのですが、論点2に関しまして、外為法ですと、議決権と保有割合の双方に着目した規律になっている。一方で情報通信に関しては、議決権に着目している。これについてどう考えるべきかという観点を挙げていただいているのですが、外為法のほうで議決権と保有割合の双方に着目しているその理由といたしますか、背景といたしますかについて、次回以降で若干ご説明をいただくと、考える上での視点になると考えております。名義書換を拒否することによって、議決権だけを押えておけばいいのかといった点に関する視点になるのではないかと考えております。

以上です。

【山本座長】

ありがとうございます。次回以降、外為法との関係はかなり考えていかななくてはいけないので、また事務局のほうで少しまとめておいていただけますかね。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

承知いたしました。

【神保構成員】

これも感想めいたコメントなのですが、今日いろいろお話をお伺いして、改めてこの論点を見ながら少し思ったことですが、論点1の外為法と別途規制をすることの意義ですけれども、大谷構成員もおっしゃっておられましたが、少し担保措置の取り方とかアプローチが違っていると思っております。

外為法の場合は、株式を取得しようとする投資家、あるいは関係者を役員に指名して送り込むというような、投資家自身が届出をしたり、審査を受けるという建てつけの制度になっているのに対して、放送法上の外資規制というのは、放送事業者自身が20%以上の保有を外資からは受けないという、事業者の規律としての建てつけなのかなというふうに聞いていて思いました。

特に今の20%の確保の仕方ですね。市場においては多数の株主が市場でどのように買い付けが行われたとしても、もし20%を超えていたならば、案分比例をして議決権を与えるという形にしていくという形でして、議決権は会社法上非常に重要な、株主の大変重要な権利であって、それを奪うというのはかなりドラスティックな対処法だと思っています。そういった形の解決が放送法上はあるといったところは、外為法だけではとても達成できないところではないかと思っております。

通信事業については、外為法においては、現状、非常にセンシティブというか、特に最初の資料1-2のご説明でもあったとおり、指定業種の指定の観点のうち、公共性とか公共の秩序といった点にとどまらず、国の安全のサイバーセキュリティの観点といった観点で非常に厳格な審査が行われ始めているというふうに肌感覚では思っております。電気通信事業自体は、ここは放送法とは異なって外資規制がないのですが、電気通信事業者については、個別の投資家、個別の投資案件ごとに審査するという外為法のアプローチで外資規制を考えるというのが今の状態だと思いますが、国の安全の観点から懸念のあるような投資家からの影響を受けることとならないか、サービスが影響を受けないかという審査がなされていくというので、今はそれでいいのかなと理解しているといったところでございます。

外国役員規制のところは、先ほどもご質問したのですけれども、各事業者の規律として、届出を

行ってもし違反があれば効力が生じないという状態だということですが、もし可能であれば、現在の放送事業者の役員構成で外国人の役員がどれぐらい入っているのか、コーポレートガバナンスの観点で、特に認定放送持株の場合は株式所有者としては30%程度の外国株主がいる放送事業者もある中で、議決権としては外国株主は直接20%までしか保有できないながらも役員構成を通じてある程度外国株主の意見を取り入れるようにされているのかどうかといった点については、現状が見られると皆さんの議論がしやすいと思いますので、今の役員構成として、実際には規制されていない範囲で例えば外国人の役員がこれぐらいはいますといった情報もいただけるとよいと思いました。最後の点は、事務局の方にもしできればということですのでお願いします。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

神保先生、ありがとうございます。先ほどの役員のところでございますけれども、業務執行を担当する役員については、放送事業者については原則として外国人役員を認めていないということで、帰結として、監査等の役員については外国人がいる可能性はありますが、いわゆるボードメンバーの中には外国人の役員の方がいらっしゃるというのが原則ということになっておりまして、もしこれが入った場合には、認定ないし免許の取消しになるというのが放送法上の規律となっております。

したがいまして、もしもいた場合というのは、抵触になってくることもあろうかと存じますが、この辺りは状況調査の結果報告の中でそういった事例があるかどうかも含めて当然確認しておりますので、そういった結果についても、まとまりましたら御報告をさせていただきたいと存じます。

【神保構成員】

分かりました。業務執行取締役が対象だとすると、社外取締役とか独立取締役として選任されている方というのはここに入らないのかなと思っていたのですが。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

今の点ですが、資料1-2の9ページの脚注で特定役員について説明しております。役員規制については、若干、地上基幹放送と衛星基幹放送とで異なっておりまして、地上基幹放送は、業務執行役員及び業務執行決定役員ということで、こちらは社外取締役も含めて外国役員規制の対象となっております。

一方で衛星基幹放送事業者につきましては、社外取締役等が3分の1以下の場合には社外取締役等を除く方のみが外国人役員規制の対象になりますけれども、3分の1を超える場合には社外取締役等も含めて外国人役員規制の対象になる形になっております。この3分の1としている理

由は、電波法は特に社外取締役等を区別していないものですから、放送局については、電波法よりも厳格である必要があるという観点から、社外取締役が3分の1を超える場合にはその方も含めて外国人役員規制の対象になるというのが現行の仕組みとなっているところでございます。

いずれにしてもこの辺りの実態については、把握した範囲で御報告はできるようにしたいと存じます。

【神保構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【山本座長】

ありがとうございます。よろしいですか。

本日はいろいろ活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。最後に資料1-4で論点としてお示しいただいたもののうち、3から5の部分、実効性の確保等については、方向性は恐らく皆さん一致をしていて、具体的にどのような方策を取っていくかというところが議論の中心になろうかと思いますが、論点1、論点2はなかなか難しいところがあります。外為法との関係もございまして、それぞれの制度がつけられた時点ではそれぞれの理由を持ってつけられていたわけですが、並べてみると必ずしも分かりやすい部分があり、あるいは当時、諸外国の状況も見ながらつくった制度だけれども、諸外国のほうの制度が変わってしまっていたり、あるいは現在の情報通信の社会的な意義とか環境が時代によって変わってきているといったこともあり、どのように考えるかが難しいところもあるのですけれども、その点はこれからヒアリングをして、あるいは調査の結果も出てくるということですので、そういったものを素材にして議論したいと思います。

事務局のほうにさらにこういった点についても資料を集めてもらいたい、情報をいただきたいということがありましたら、ぜひ言っていただければと思います。

(5) 閉会

【山本座長】

本日の議題は以上となりますけれども、何かよろしいでしょうか。よろしいですか。

特にないようだけれども、事務局から何かございますか。

【事務局（内藤国際放送推進室長）】

次回会合の開催日時と方法などの御案内については、事務局から構成員の皆様へ別途御連絡を差し上げたいと存じます。以上でございます。

【山本座長】

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会第1回の会合を閉会いたします。

本日は活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)